

『介護職員等特定処遇改善(R 6 年度)』に対する取り組みについて

令和6(2024)年度、介護老人保健施設虹ヶ丘では、「介護職員等特定処遇改善加算 I」を算定し、次の通り、職員の処遇改善に努めていく予定です。

● 賃金改善の予定

① 勤続10年以上の介護福祉士(経験・技能のある介護職員)

= 職責・勤務状況等に応じて

“月額25,000円～42,000円”を、毎月の給与時に支給見込。

② その他の介護職員(①に該当しない介護職員)

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額1,500円～17,000円”を、毎月の給与時に支給見込。

③ 介護職員以外の職員

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額0円～36,000円”を、毎月の給与時に支給見込。

～その他～

- ・ 上記①及び②の介護福祉士・介護職員に対して「介護職員処遇改善加算 I」を算定し「月額27,000円～35,000円程度」の賃金改善を、合わせて実施します。
- ・ 全職種職員(パート職員除く)に対して「介護職員等バースアップ加算」を算定し「月額2,500円～4,900円程度」の賃金改善を、合わせて実施します。

※ 上記の賃金改善を、2023(R05)年7月～2024(R06)年6月分給与にて実施します。

※ 2024(R06)年7月からの「処遇改善加算」への一本化後は

“月額0円～72,000円”を毎月の給与時に支給見込となっています。

● 職場環境等の改善目標

入職促進に向けた取組及び資質向上への支援

= 幅広い採用の仕組みに取り組みます。

= 資質向上等を目的とした研修へ参加する職員に対し、勤務調整等の支援をします。

多様な働き方の推進及び職場環境の改善

= 育児・介護等の両立を目指す職員に対して、短時間労働/勤務調整等の支援をします。

= ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を図り、職場環境の改善に努めます。

心身の健康管理及び業務改善の取組

= 短時間勤務者も含め健康診断等の健康管理対策を実施します。

= 高齢勤務者も活躍できる業務体制を導入、生産性向上に努めます。

(2024.06.18)